

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十五号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「限る。」の下に「第四条の二第二項及び」を加える。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の届出があつたときは」を「前項の届出があつた場合においては、」に改め、「し、前項の規定による申請があつたときは免許証を書き換えて申請者に交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（免許証の書換え交付）

第四条の二 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書（法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書をいう。）若しくは木造建築士免許証明書（同項に規定する木造建築士免許証明書をいう。）（以下これらを「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 免許証の書換え交付を申請しようとする者は、前項の規定による申請をしようとする場合にあつては第二号の三様式に、法第五条第三項の規定による申請をしようとする場合にあつては第二号の四様式に、二級建築士等免許証用写真及び免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第六条第三項中「失踪」を「失踪」に改め、同条第四項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第二十二条中「第四条、第五条」を「第四条から第五条まで」に、「第四条第二項中」を「第四条の二の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第一項中」に、「、「免許証の」とあるのは「免許証又は免許証明書の」を「、「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、「第二号の三様式」とあるのは「変更届兼書換え交付申請書」と、「法第五条第三項」とあるのは「法第十条の二十一第一

項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項」と、「第二号の四様式」とあるのは「書換え交付申請書」に、「同条第三項中「免許証」とあるのは「当該申請者」を「同条第三項中「免許証」とあるのは「免許証又は免許証明書の」を「同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」に改め、「第六条第四項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と」を削る。

第二号の二様式の次に次の二様式を加える。

第2号の3様式（第4条、第4条の2関係）

<p>二級建築士登録事項変更届兼免許証書換え交付申請書 木造</p> <p>私は、下記のとおり二級建築士免許証の登録事項に変更が生じたので、建築士法 木造 施行細則第4条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>また、建築士法施行細則第4条の2第1項の規定により書換え交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
登 録 事 項		変 更
ふりがな 氏名		
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
性 別		
登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
変 更 年 月 日	年 月 日	写 真 縦4.5cm 横3.5cm
変 更 の 理 由		
講 習 受 講 履 歴 記 載 希 望	有 ・ 変 更 な し ・ 無	

- 注意事項
- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）
 - 3 現在の戸籍謄本（抄本）を添付してください。

第2号の4様式（第4条の2関係）

<p style="margin: 0;">^{二級}_{木造}建築士免許証書換え交付申請書</p> <p style="margin: 5px 0;">私は、建築士法第5条第3項の規定により、下記のとおり^{二級}_{木造}建築士免許証の書換え交付を申請します。</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">申請者住所</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名 ㊟</p> <p style="margin: 5px 0;">(宛先)</p> <p style="margin: 5px 0;">埼玉県知事</p> <p style="margin: 5px 0;">記</p>		
ふりがな 氏名		写 真 縦4.5 cm 横3.5 cm
生年月日	年 月 日生	
性別		
登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
講習受講履歴 記載希望	有 ・ 変更なし ・ 無	

- 注意事項 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。(原本持参)

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

<p>二級 木造建築士免許証再交付申請書</p> <p>私は、二級木造建築士免許証を汚損紛失したので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により下記のとおり再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
ふりがな氏		写 真 縦4.5 cm 横3.5 cm
生年月日	年 月 日生	
性別		
登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
汚損紛失の理由		
講習受講履歴記載希望	有 ・ 変更なし ・ 無	

- 注意事項
- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 免許証又は免許証明書を汚損した場合は、その免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）
 - 3 紛失した後、免許証又は免許証明書を発見したときは、発見した日から十日以内にこれを返納してください。

附 則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。